

資料 1

平成 27 年度第 2 回

大阪府都市計画審議会

議案書

日 時 平成 27 年 11 月 30 日 (月)
 午前 10 時
場 所 大阪市中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号
 ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

平成27年度第2回 大阪府都市計画審議会

議 案 書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
394	北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	1
395	北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	5
396	東部大阪都市計画道路の変更	9
397	東部大阪都市計画道路の変更	13

議 第 394号
計推第1666号
平成27年11月16日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画都市高速鉄道に、203-3号北大阪急行電鉄南北線延伸線を次のように追加する。

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	地表式の区間に おける幹線街路等 との交差の構造	
203-3	北大阪急行 電鉄南北線 延伸線	豊中市 新千里 東町一 丁目地 内	豊中市 新千里 北町二 丁目地 内	豊中市 新千里 北町一 丁目地 内	約 740m	地下式		線路線数 2

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理　　由

北部大阪都市計画都市高速鉄道北大阪急行電鉄南北線延伸線は、
都市間を広域的に連携するとともに、北大阪地域と大阪都心を結ぶ
南北交通の利便性の向上や、沿線地域の活性化を図るものである。
このため本案のとおり、北大阪急行電鉄南北線千里中央駅から（仮
称）新箕面駅を結ぶ都市高速鉄道を追加しようとするものである。

議 第 395号
計推第1666号
平成27年11月16日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画都市高速鉄道に、220-2号北大阪急行電鉄南北線延伸線を次のように追加する。

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形 式	地表式の区間に おける幹線街路等 との交差の構造	
220-2	北大阪急行 電鉄南北線 延伸線	箕面市 船場東 三丁目 地内	箕面市 西宿一 丁目地 内	箕面市 船場東 一丁目 地内	約 1,720m			線路線数 2
	内訳	箕面市 船場東 三丁目 地内	箕面市 船場東 一丁目 地内		約 920m	地下式		
		箕面市 船場東 一丁目 地内	箕面市 西宿一 丁目地 内		約 730m	嵩上式		
				約 70m	地表式			
		なお、箕面市船場東三丁目及び船場西二丁目地内に（仮称）箕面船場駅を設ける。箕面市西宿一丁目地内に（仮称）新箕面駅を設ける。						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理　　由

北部大阪都市計画都市高速鉄道北大阪急行電鉄南北線延伸線は、
都市間を広域的に連携するとともに、北大阪地域と大阪都心を結ぶ
南北交通の利便性の向上や、沿線地域の活性化を図るものである。
このため本案のとおり、北大阪急行電鉄南北線千里中央駅から（仮
称）新箕面駅を結ぶ都市高速鉄道を追加しようとするものである。

議 第 3 9 6 号
計推第 1 8 7 9 号
平成 27 年 11 月 16 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・4・210-17号長尾船橋線を3・4・210-17号長尾家具町線及び3・5・210-59号高野道船橋線に名称を改め、3・4・210-17号長尾家具町線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	
幹 線 街 路	3・4・210-17	長尾家 具町線	枚方市 長尾元 町六丁 目地内	枚方市 長尾家 具町二 丁目地 内	枚方市 長尾家 具町二 丁目地 内	約 1,320m	地表式	2 車線	16m	自動車専用道路 と立体交差 1箇所 幹線街路と平面 交差 2箇所	
	3・3・210-52	内里高 野道線	枚方市 長尾家 具町二 丁目地 内	枚方市 長尾家 具町一 丁目地 内	枚方市 長尾家 具町一 丁目地 内	約 960m	地表式	4 車線	22m	自動車専用道路 と立体交差 1箇所 幹線街路と平面 交差 3箇所	
	3・5・210-59	高野道 船橋線	枚方市 高野道 一丁目 地内	枚方市 東船橋 一丁目 地内	枚方市 招提田 近三丁 目地内	約 1,930m	地表式	2 車線	12m	自動車専用道路 と立体交差 2箇所 幹線街路と平面 交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・3・210-52号内里高野道線は、1・1・210-2号新名神自動車道の追加に併せて、利便性の向上を図るため、アクセス道路として計画された路線である。今回、新名神自動車道の施工方法の変更に伴って、本路線の見直しを行った結果、位置及び構造を変更し、地下式及び掘割式から地表式とするものである。

また、これに併せて3・4・210-17号長尾船橋線の一部区間を廃止するとともに、3・4・210-17号長尾家具町線及び3・5・210-59号高野道船橋線に名称を改め、それぞれの一部区間の線形及び幅員の変更をしようとするものである。

議 第 3 9 7 号
計推第 1 8 8 3 号
平成 27 年 11 月 16 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・3・215-4号対馬江大利線を3・4・215-4号対馬江大利線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構造 形式	車線 の数	
幹線街路	3・4・215-4	対馬江大利線	寝屋川市宝町地内	寝屋川市八坂町地内	寝屋川市長栄寺町地内	約 1,630m	地表式	2 車線	20m	京阪本線と立体交差 幹線街路と平面交差 3箇所
なお、寝屋川市東大利町地内に寝屋川市駅前西側交通広場を設ける。										寝屋川市駅前西側交通広場面積 約 6,800 m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理　　由

3・3・215－4号対馬江大利線は、都市計画道路千里丘寝屋川線と京阪本線寝屋川市駅とを結ぶ幹線街路である。

今回、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案した結果、本案のとおり、車線数、幅員等を変更し、名称を3・4・215－4号対馬江大利線とするものである。

資料 2

平成 27 年度第 2 回

大阪府都市計画審議会資料

平成27年度第2回 大阪府都市計画審議会

資 料 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
394	北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	1
395	北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	5
396	東部大阪都市計画道路の変更	9
397	東部大阪都市計画道路の変更	13

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

【豊中市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	備 考
203-3 号 北大阪急行電鉄 南北線延伸線	約 740m	追加 (延長 L=約 740m) 構造形式 (地下式)

2. 変更理由

北部大阪都市計画都市高速鉄道北大阪急行電鉄南北線延伸線は、
都市間を広域的に連携するとともに、北大阪地域と大阪都心を結ぶ
南北交通の利便性の向上や、沿線地域の活性化を図るものである。

このため本案のとおり、北大阪急行電鉄南北線千里中央駅から（仮称）新箕面駅を結ぶ都市高速鉄道を追加しようとするものである。

位置図



凡例

追加する区域(豊中市域) ——

議第 394 号

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更



北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

【箕面市域】

1. 変更内容

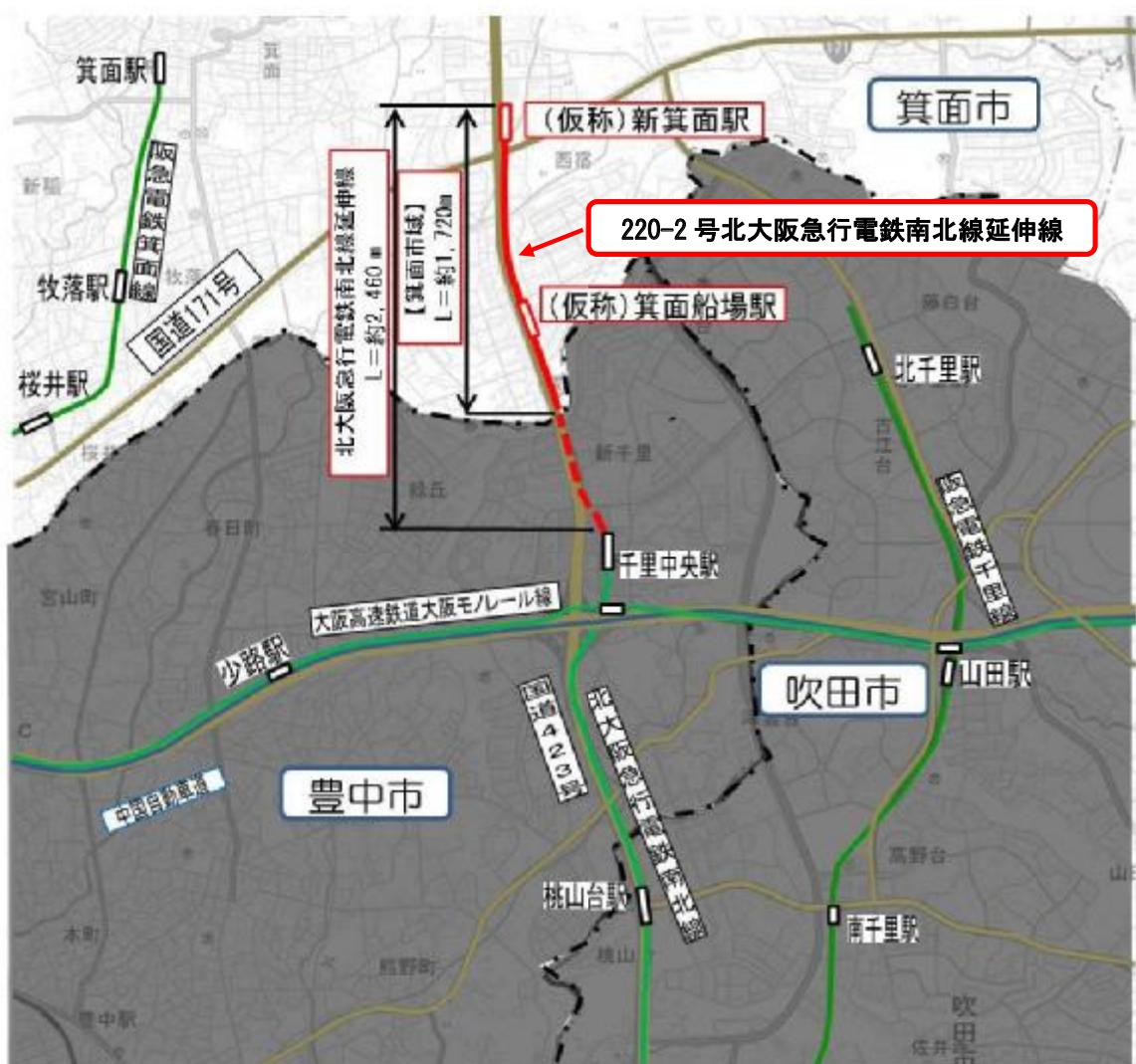
名 称	延 長	備 考
220-2 号 北大阪急行電鉄 南北線延伸線	約 1,720m	追加 (延長 L=約 1,720m) (仮称) 箕面船場駅 (仮称) 新箕面駅 構造形式 (地下式 L=約 920m) (嵩上式 L=約 730m) (地表式 L=約 70m)

2. 変更理由

北部大阪都市計画都市高速鉄道北大阪急行電鉄南北線延伸線は、
都市間を広域的に連携するとともに、北大阪地域と大阪都心を結ぶ
南北交通の利便性の向上や、沿線地域の活性化を図るものである。

このため本案のとおり、北大阪急行電鉄南北線千里中央駅から（仮
称）新箕面駅を結ぶ都市高速鉄道を追加しようとするものである。

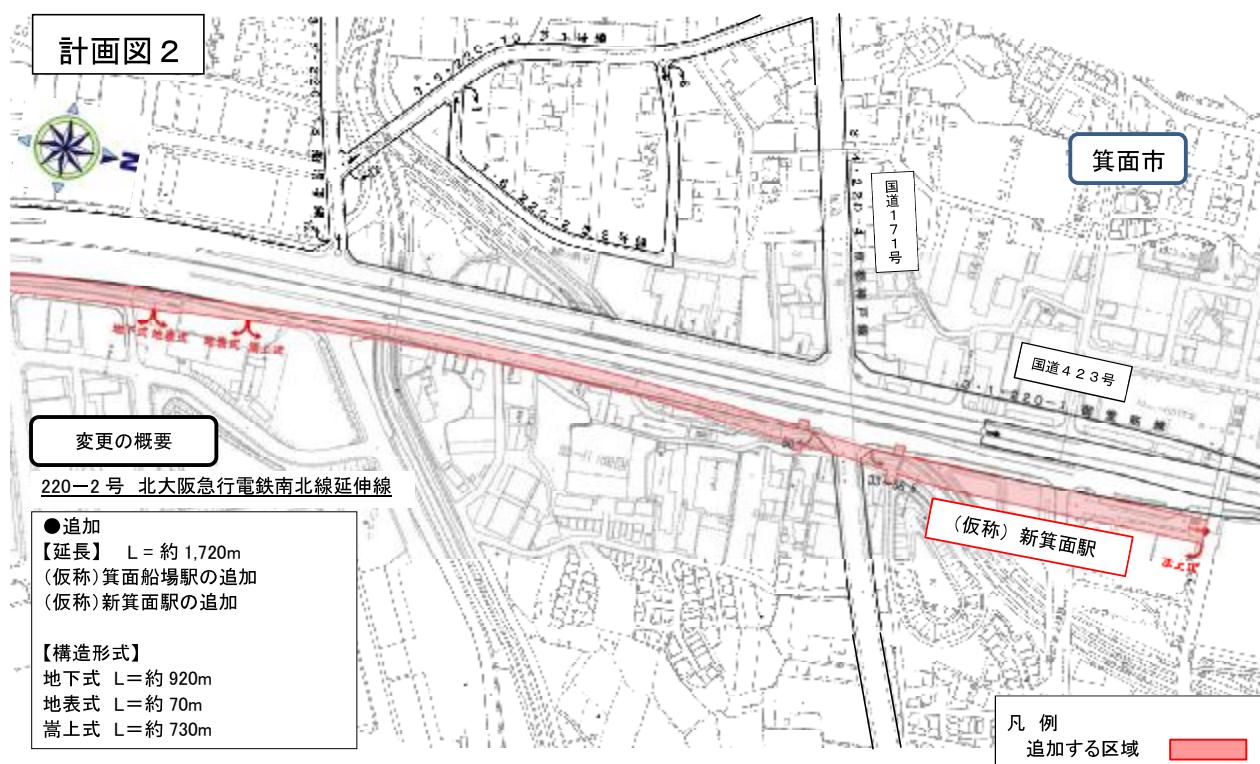
位置図



凡 例

追加する区域(箕面市域)





東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【枚方市域】

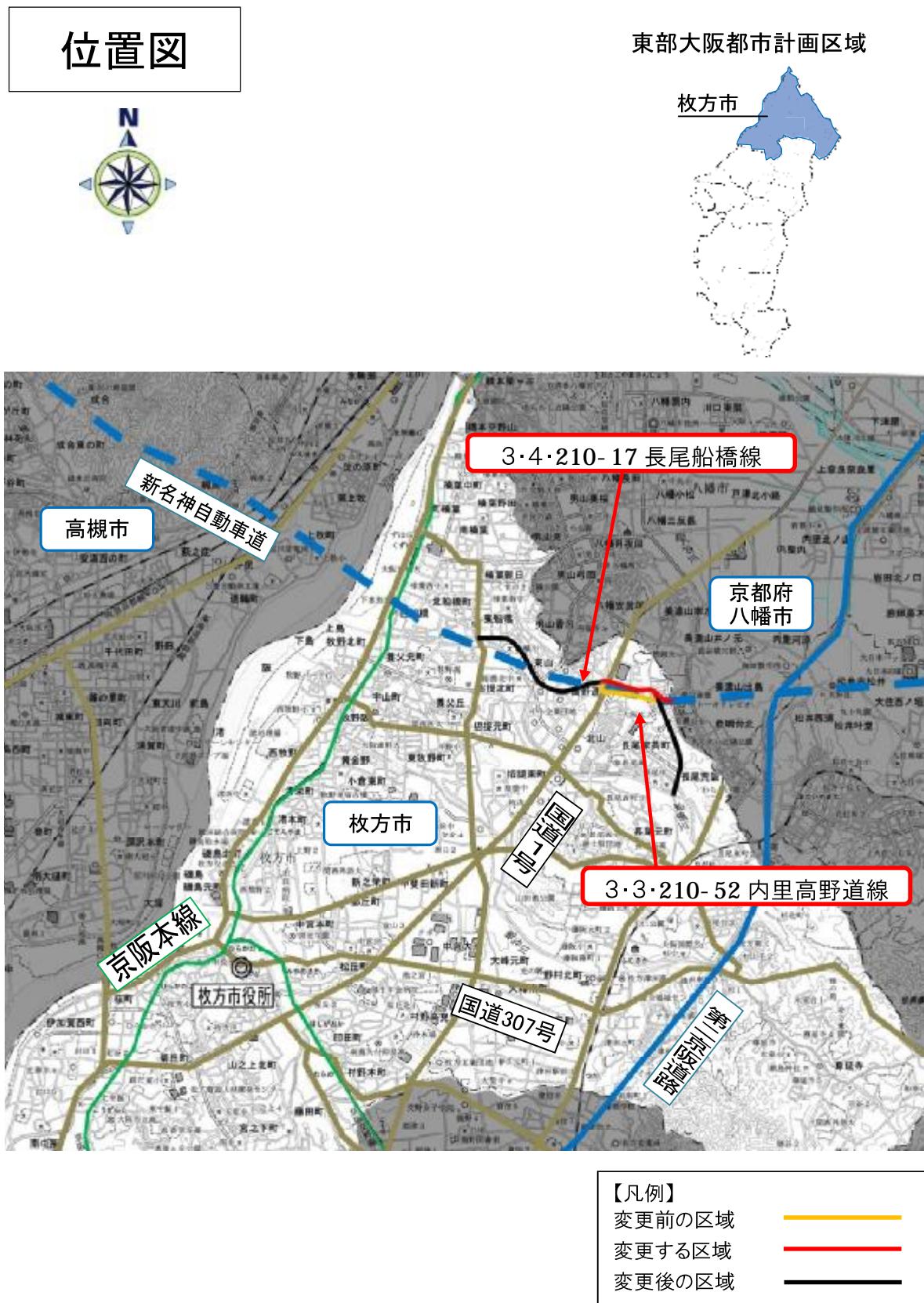
1. 変更内容

名 称	延 長	幅 員	備 考
3・4・210-17号 長尾家具町線	約 1,320m	16m	一部区間の廃止による延長及び名称の変更並びに一部区間の幅員の変更及び一部区間の線形の変更 (変更前延長：約 4,020m) (変更前名称：長尾船橋線)
3・5・210-59号 高野道船橋線	約 1,930m	12m	
3・3・210-52号 内里高野道線	約 960m	22m	位置、終点、延長及び構造の変更 (変更前延長：約 1,110m) (構造形式：地下式及び掘割式⇒地表式)

2. 変更理由

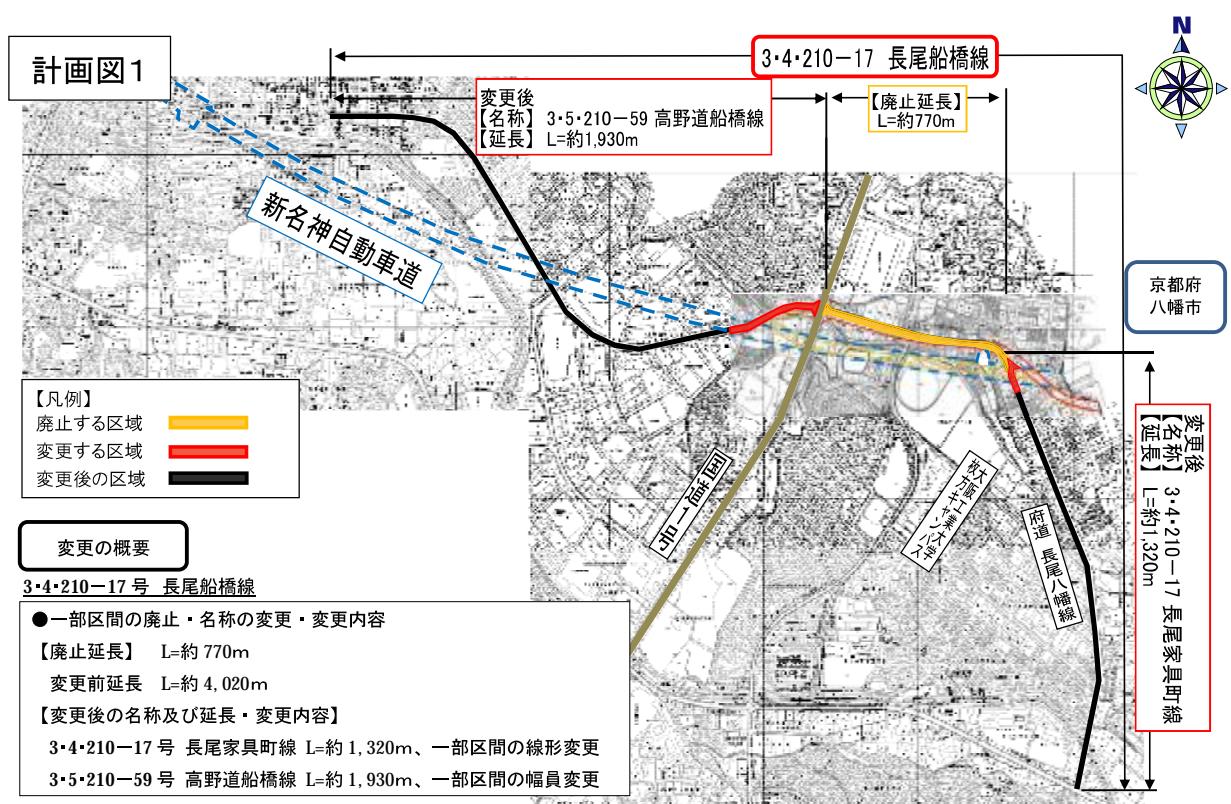
3・3・210-52号内里高野道線は、1・1・210-2号新名神自動車道の追加に併せて、利便性の向上を図るため、アクセス道路として計画された路線である。今回、新名神自動車道の施工方法の変更に伴って、本路線の見直しを行った結果、位置及び構造を変更し、地下式及び掘割式から地表式とするものである。

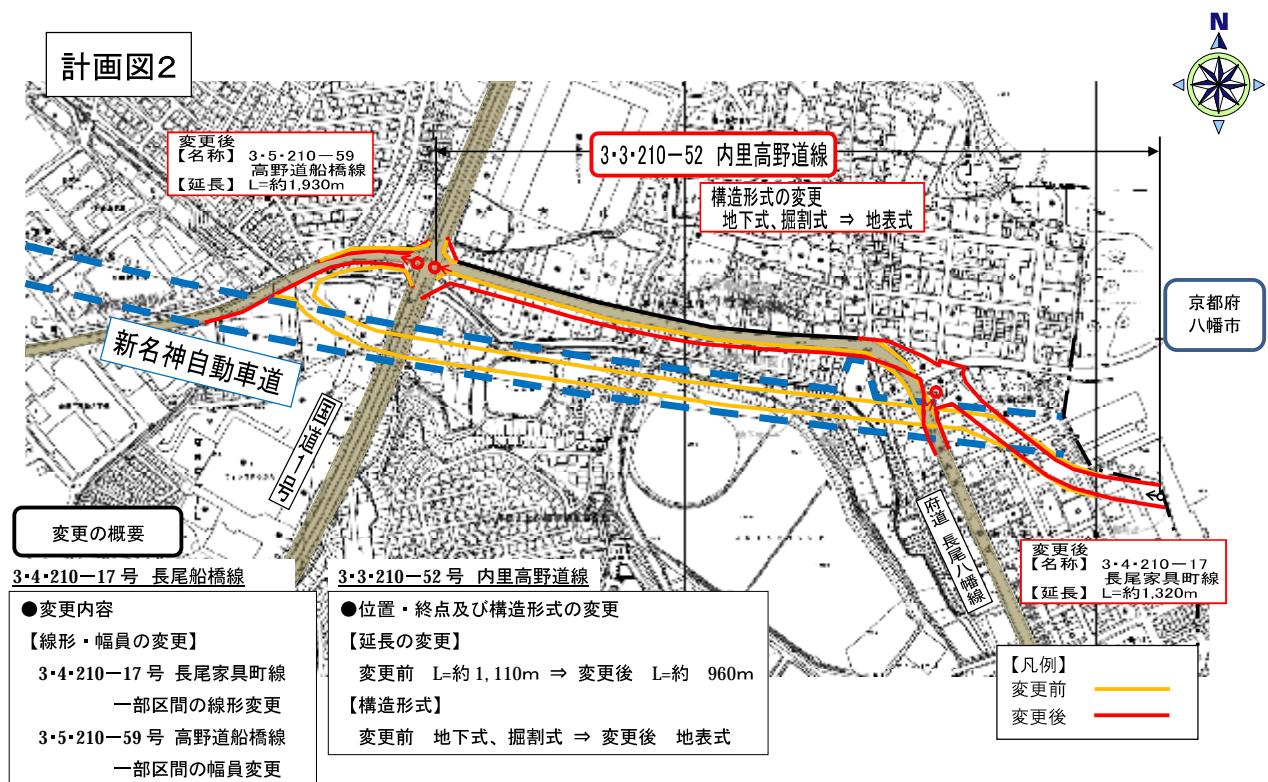
また、これに併せて3・4・210-17号長尾船橋線の一部区間を廃止するとともに、3・4・210-17号長尾家具町線及び3・5・210-59号高野道船橋線に名称を改め、それぞれの一部区間の線形及び幅員の変更をしようとするものである。



東部大阪都市計画道路の変更

議第 396 号





東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【寝屋川市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	幅 員	備 考
3・4・215-4号 対馬江大利線	約 1,630m	20m	一部区間の幅員の変更・名称の変更 (車線数の変更：4車線⇒2車線) (幅員：約 25m⇒20m) (変更区間：約 1,440m)

2. 変更理由

3・3・215-4号対馬江大利線は、都市計画道路千里丘寝屋川線と京阪本線寝屋川市駅とを結ぶ幹線街路である。

今回、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案した結果、本案のとおり、車線数、幅員等を変更し、名称を3・4・215-4号対馬江大利線とするものである。

位置図



東部大阪都市計画区域

寝屋川市



【凡例】

変更する区域





計画図



変更の概要

3-3-215-4号 対馬江有利線

●名称の変更及び一部区間の幅員及び車線数の変更

【名称の変更】

変更前 3・3・215-4号対馬江有利線
 \Rightarrow 変更後 3・4・215-4号対馬江有利線

【幅員の変更】

変更前 $W=25m \Rightarrow$ 変更後 $W=20m$

【車線数の変更】

変更前 4車線 \Rightarrow 変更後 2車線

【凡例】

変更前



変更後

